

その他の要望項目

I. 企業年金保険関係

- ◎ 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等に対する事業主掛金等について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いを可能とすること

早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。

① 確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入

近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します（図表17）。

② 基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入

厚生年金基金で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します（図表18）。

(図表 1 7) 確定給付企業年金・厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入

【現行】

償却方法	内容
均等償却	過去勤務債務の額を3年以上20年以内の予定償却期間で均等に償却する方法 ※弾力償却（予定償却期間と最短償却期間に応じ、均等償却の方法で計算した特別掛金額を下限および上限として、その範囲内で償却する方法）も可能
定率償却	過去勤務債務の額に15/100以上50/100以下の範囲内で一定の割合を乗じて償却する方法



【要望】
一括償却
の導入

※上記のほか、厚生年金基金については、定額償却（各事業年度の特別掛金の総額を規約に定めたうえ、その賦課方法を事業年度ごとに代議員会で別途定める方法）が可能

(図表 1 8) 基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入

【現行】

【要望】

【現行】		【要望】	
厚生年金基金	基金型確定給付企業年金	厚生年金基金	基金型確定給付企業年金
○	×	○	○

◎ 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること

厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付することができず、制度普及の障壁となっています。

また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズが増えつつあり、さらには厚生年金基金制度の見直し等に伴い、制度の普及・充実がより一層求められているにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障壁となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します (図表19)。

(図表19) 企業型確定拠出年金制度における退職一時金の支給要件の緩和

	60歳未満の退職	
企業型 確定拠出年金	【現行】 脱退一時金支給不可 [※]	 【要望】 脱退一時金支給可

※以下の場合に限り、例外的に脱退一時金の支給が認められています。

- ・資産が極めて少額（1.5万円以下）な場合および国民年金の保険料免除者であって通算拠出期間が短い（3年以下）または資産額が少額（2.5万円以下）な場合